

医学部附属病院群の看護部長候補者の選考に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、名古屋市立大学医学部附属病院、名古屋市立大学医学部附属東部医療センター、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター、名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院、名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院及び名古屋市立大学医学部附属リハビリテーション病院（以下「各病院」という。）における看護部長候補者（以下「候補者」という。）の選考について、必要な事項を定めることを目的とする。

（一部改正 令和8年達第90号）

(選考の実施)

第2条 候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 各病院の看護部長が公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第10号）第12条の2第1項の規定により降任するとき。
- (2) 各病院の看護部長が退職又は辞任を申し出たとき。
- (3) 各病院の看護部長に欠員を生じたとき。
- (4) 前各号のほか、候補者の選考が必要と認められるとき。

2 候補者の選考は、前項第1号の場合においては降任の日の3月前までに、同項第2号から第4号までの場合においては速やかに行うものとする。

(候補者の資格)

第3条 候補者となることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 看護師免許を有し、人格及び識見に優れ、看護業務を円滑に遂行するための統率力及び管理能力に優れている者
- (2) 選考を実施する年度の4月1日時点において、看護師長若しくはこれと同等以上の職務経験を7年以上有する者又は副看護部長若しくはこれと同等以上の職務経験を1年以上有する者
- (3) 固有職員（公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則第3条第1項に規定する職員のうち、同規則第2条第2項に規定する派遣職員でないものを

いう。以下同じ。) である者又は看護部長に任命される際に固有職員となることができる者

(一部改正 令和8年達第90号)

(募集)

第4条 選考を受ける者(以下「応募者」という。)の募集は、公募(職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公表して行う応募者の募集をいう。)により行うものとする。

(応募)

第5条 候補者への応募については、自薦及び他薦を問わないものとする。

(選考委員会)

第6条 各病院の病院長は、候補者の選考を行おうとするときは、看護部長候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、委員長1名及び委員5名をもって組織する。
- 3 委員会の委員長は、第1項の規定により委員会を設置した病院長とする。
- 4 委員長は、次に掲げる者各1名を委員会の委員として指名するものとする。
 - (1) 選考を行おうとする各病院(以下「当該病院」という。)に所属する副病院長
 - (2) 当該病院に所属する診療科部長のうち、当該病院の部長会(名古屋市立大学医学部附属西部医療センターにあつては運営協議会)が委員となることを承認した者
 - (3) 各病院に所属する看護部長(当該病院及び応募者が所属する病院の看護部長を除く。)
 - (4) 当該病院に所属する副看護部長
 - (5) 当該病院に所属する病院管理部長
- 5 委員長は、第2項及び第4項の規定にかかわらず、選考に当たり必要と認めた者を委員として指名することができる。
- 6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 7 委員会を招集した後に委員が欠けたときは、委員長は改めて委員を指名するものとする。
- 8 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が

指名した委員が議長となる。

- 9 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 10 委員会の決議は出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。
- 11 委員会は、選考を終了した後、常勤の理事の過半数の承認を得るものとする。可否同数のときは、理事長の決するところによるものとする。
- 12 前項の承認の後、委員会は選考結果を当該病院の部長会（名古屋市立大学医学部附属西部医療センターにあつては運営協議会）に報告する。

（一部改正 令和6年達第63号）

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、当該病院の病院管理部管理課（名古屋市立大学医学部附属リハビリテーション病院にあつては総務課）において処理する。

（一部改正 令和8年達第90号）

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、候補者の選考に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 医学部附属の病院等の看護部長候補者の選考に関する規程（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第14号）は、廃止する。
- 3 この規程による選考の実施に関してこの規程の施行前に行われた手続は、この規程の規定により行われたものとみなす。
- 4 名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院の大学病院化に伴う候補者の選考については、第3条から第5条までの規定を準用する。この場合において、委員会の組織その他候補者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年5月1日公立大学法人名古屋市立大学達第63号）

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

附 則（令和 8 年 7 月 24 日 公立大学法人名古屋市立大学達第 90 号）
この規程は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。